解散公告

当社は、平成二十五年九月十二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十一月二十七日

鹿児島県南九州市頴娃町牧之内五四七三番地三

有限会社祝迫石油

清算人　祝迫　國昭

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十一月二十七日

沖縄県島尻郡粟国村字西一四五番地

株式会社沖縄さとうきび機能研究所

代表清算人　高村　善雄

解散公告（第一回）

当公社は、平成二十五年十月三十一日、社員総会の決議により解散いたしましたので、当公社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十一月二十七日

岩手県宮古市鈴久名第六地割二七番地

社団法人川井村産業開発公社

代表清算人　藤田　清

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年五月十九日開催の第六十七回総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十一月二十七日

東京都世田谷区上用賀二丁目四番二八号

社団法人全日本家禽協会

清算人　小宮山鐵朗

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年十月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十一月二十七日

石川県金沢市山の上町四九番五号

財団法人真理実行会

清算人　四位例　章

解散公告（第二回）

当財団は、平成二十五年十月三十一日存続期間満了により解散いたしましたので、当財団に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年十一月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十一月二十七日

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

財団法人仙台湾漁業振興基金

代表清算人　門傳　淳

解散公告（第二回）

当財団は、平成二十五年十月三十一日存続期間満了により解散いたしましたので、当財団に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年十一月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十一月二十七日

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

財団法人石巻湾漁業振興基金

代表清算人　門傳　淳

解散公告（第二回）

当法人は、寄付行為第三十四条第一項の規定による存続期間の満了により、平成二十五年十月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十一月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十一月二十七日

富山県射水市島一三六三番地

財団法人浅井報徳会

代表清算人　豊田　和雄

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年十月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年十一月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十一月二十七日

滋賀県高島市今津町椋川五一二番地

財団法人谷神不老会

代表清算人　栗田　俊栄

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十五年十月十六日京都府中丹広域振興局長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十一月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十一月二十七日

京都府舞鶴市字西屋五四七番地

西屋生産森林組合

代表清算人　岸　正堅

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年十一月一日寄附行為所定の解散事由の発生により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十一月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十一月二十七日

大阪市東住吉区鷹合二丁目一一番二五号

財団法人太陽保育園

代表清算人　安藏不二男

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年十一月一日寄附行為所定の解散事由の発生により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十一月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十一月二十七日

大阪市此花区西島三丁目二六番一一号

財団法人多善会

代表清算人　神谷　周道

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年十一月四日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十一月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十一月二十七日

鳥取県八頭郡八頭町才代四七

財団法人思齊社

代表清算人　坂尾　文正

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年十一月一日寄附行為所定の解散事由の発生により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十一月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十一月二十七日

岡山市中区中井七五番地

財団法人岡山愛育会

代表清算人　流王　天

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年十月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十一月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十一月二十七日

岡山県瀬戸内市邑久町虫明六五三九番地

財団法人長島愛生園慰安会

代表清算人　岡崎　武夫

解散公告（第二回）

当公社は、平成二十五年十月二十二日鹿児島県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十一月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十一月二十七日

鹿児島県南さつま市加世田川畑二六四八番地

南さつま市土地開発公社

清算人　本坊　輝雄

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十五年八月一日開催の総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十一月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十一月二十七日

青森県弘前市大字紙漉沢字山越一六四番地二

蒲沢生産森林組合

清算人　大場　和道